

障害福祉サービスの質の確保について (抜粋)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

(1) 障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

(2) 障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

(3) 共同生活援助の管理者の資格要件について

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

- 障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社惠の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

■ 都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。

※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている
 ※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）

■ 介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。

※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）

■ 都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。

※参加率が低い（67.4%）
 ※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

■ 大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。

※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。

■ 事業者向けの研修が効果的に行われていない。

※参加率が低い（36.4%）
 ※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

■ 運営指導の実施を重点化する。

・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**3年に1回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。
 ※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ

■ 令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。

■ 研修の実施方法を見直す。

・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる**。
 ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

■ 大規模な運営法人に対する検査を強化する。

・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）**書面検査を導入**
 ・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の**実地検査**を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても**実地検査**を行う。
 ・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に**書面検査**を実施する。

■ 研修の実施方法を見直す。

・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる**。
 ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

障害福祉分野における集団指導・運営指導マニュアル、監査マニュアル

これまで障害福祉分野における運営指導・監査に関するマニュアルは未整備であったが、介護保険分野の取組を参考にしつつ、「**集団指導・運営指導マニュアル**」を作成し、**運営指導の際に確認する事項を重点化した「確認項目及び確認文書」**として示すとともに、**処分等の程度を検討する際に参照できる「処分基準の考え方の例」**を含む「**監査マニュアル**」を作成。

(※R8年度は両マニュアルの活用状況の実態等を把握することとし、必要に応じた改善を加えることとする。)

集団指導・運営指導マニュアル

【POINT】

- 都道府県等による運営指導をより効果的かつ効率的に実施するため、運営指導の際に確認する事項を重点化した「**確認項目及び確認文書**」として整理

これまでは、基準省令の内容全てを記載した「主眼事項及び着眼点等」を通知別紙において示していたが、大部な資料で確認事項の重点化がなされていなかった。

＜「確認項目及び確認文書」のイメージ＞

- ・ 障害福祉サービスごとに、「サービスの質に関する事項」と「サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分け、それぞれ確認項目を列挙したうえで、当該項目を確認するための文書を記載。

個別サービスの質に関する事項		個別サービスの質を確保するための体制に関する事項	
確認項目	確認文書	確認項目	確認文書
内容及び手続の説明及び同意 (第9条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ているか ○ 文書の交付及び説明に当たり、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 重要事項説明書 ◇ 利用契約書 ◇ 説明、交付記録等 	従業者の員数 (第5条第1項) <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の員数が、常勤換算方法により2.5以上となっているか ○ 常勤換算方法による員数の算定が適切に行われているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿(タイムカード) ◇ 勤務体制一覧表 ◇ 従業者の資格証
心身の状況等の把握 (第16条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を把握しているか ○ 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ アセスメント記録 ◇ ケース記録等 	サービス提供責任者 (第5条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供責任者を、事業の規模に応じて1人以上配置しているか ○ サービス提供責任者が常勤であり、専ら指定居宅介護の職務に従事しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 ◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿(タイムカード) ◇ 勤務体制一覧表 ◇ 従業者の資格証
サービスの提供の記録 (第19条) <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか ○ 提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス提供記録 ◇ 利用者等の確認が分かる記録 	管理者 (第6条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の管理者を配置しているか ○ 管理者が他の職務を兼務している場合、 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 管理者の勤務形態が分かる書類 ◇ 勤務実績表
居宅介護計画の作成等 (第20条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者又は障害者の保護者の状況・意向を踏まえたアセスメントを実施し、具体的 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 居宅介護計画 ◇ アセスメント記録 		

監査マニュアル

【POINT】

- 監査に基づく処分等の全国的な整合を図るため、監査において処分事由が認められた場合における処分等の程度の決定に資する「**処分基準の考え方の例**」を提示

これまでは、監査指針を通知するのみで、マニュアルを整備しておらず、処分等の程度の決定に資するような処分基準の考え方の例を示していなかった。

＜「処分基準の考え方の例」のイメージ＞

- ・ 指定取消、指定の全部効力停止、一部効力の停止という処分の程度をA級～D級という態様に分類したうえで、処分事由それぞれについて、基準となる態様を位置付け、個別事情による加重・軽減を行う。

態様	内容(期間等)
A級	勧告(人員基準違反、運営基準違反時のみ)、勧告以外の行政指導
B級-2号	指定の一部効力停止3月(新規利用者受入停止等)
C級-2号	指定の全部効力停止3月
D級	指定取消

処分事由	態様	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	A級	勧告	法第50条第1項第4号
運営基準違反	A級	勧告	法第50条第1項第5号
人格尊重義務違反	C級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第3号
不正請求	C級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第6号
不正の手段による指定	C級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第9号

運営指導の実施体制に関する取組事例

- ◆ 都道府県等において、人員が限られる中で事業所に対する運営指導を効果的・効率的に実施するため、①指定事務受託法人の活用、②オンラインの活用 といった工夫がみられる。
- ◆ これらは、運営指導の実施率向上に資するものであり、「運営指導マニュアル」等において周知する。

指定事務受託法人の活用

都道府県等は、**運営指導に係る事務の一部（※）**について、都道府県が指定した法人「**指定事務受託法人**」に委託することができる。

（障害者総合支援法第11条の2）

※指導監査の対象者の選定や命令、立入検査そのものに係る事務を除く。
公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等が想定される。

【委託する事務の例】

- 事業所を訪問し、関係する文書や事業所内設備の確認
- 運営指導における事前資料の提出がない事業所への提出の督促
- 事前提出資料の内容確認を通じての従業者リストの作成
- 人員配置基準を満たしているか等の確認作業
- 懸案事項がない事業所に対する実地指導
（チェックリストにより指摘事項の有無のみを確認、公権力の行使に当たるような対応は行わない）

（令和4年度の調査では、都道府県等の1.8%が指定事務受託法人を利用しており、45.1%が利用したいと回答した。）

オンラインの活用

● 監査調書等の電子申請システムを利用したの提出

…電子申請システムで届出等の受付・補正指示。指導監査に係る書類についても、電子申請システムでのやり取り。郵送に係る時間や手間がなくなり、また、文書を紛失するリスクもなくなった。

● 実地指導におけるペーパーレス化

…実地指導にモバイルパソコンを持参し、チェックリストも電子化。膨大な紙資料の持参が不要になり、関係告示等をすぐに調べて出せるようになった。

【マニュアルにおける記載】

- ・実地でなくとも確認できる内容は、情報セキュリティを確保した上でオンライン会議システムなどを活用し、遠隔で確認することが可能。
- ・モバイルパソコン等を持参し、ペーパーレスで臨むこと等も効果的。

都道府県等の職員に対する研修の充実

これまでの状況

※都道府県等 = 事業者の指定権限を有する都道府県、政令指定市、中核市

- 毎年1月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施（オンライン形式・任意参加）。
- 都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、年度後半の実施となっており、令和6年度の参加率（参加自治体数／全129自治体）は55.0%である。
- 研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれる。

見直しのポイント

- 令和7年度以降については、年度初期（5～6月）に実施。
- 研修内容に、自治体担当者からの実践報告、グループワーク等を取り入れる。

◆令和7年度の研修プログラム（令和7年6月）

動画研修（オンデマンド型）	総講義時間270分	時間
障害福祉サービス事業者等の指導監査等に係る現況について（講義）		10分
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の考え方及び実践について（講義）		30分
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する検査について（講義）		30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について（講義）		50分
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について（講義）		30分
障害福祉サービス事業者等に対する行政処分の注意ポイント（講義）		60分
自治体の実践報告～愛知県、名古屋市、川崎市～		60分

+

演習研修（オンライン）	1回180分×6回開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ブレイクアウトルーム機能を活用し、全体での進行と少人数でのディスカッションを実施 ・テーマ：障害福祉指導監督職員に求めること、求められること ・各自治体から1名の参加を募って実施（10～13人×6回で総計70人参加） 	

◆参加率の推移（全129自治体）

R5年度	R6年度	R7年度
67.4%	55.0%	93.8%

<参考> 令和6年度の研修プログラム

動画研修（オンデマンド型）	時間
障害福祉サービス制度の現状と課題、指導監督について	30分
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について	30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について	30分

大規模な法人に対して国が実施する業務管理体制の検査の強化

これまでの状況

※障害福祉サービス事業者等 = 障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の一般検査については、指定事業所等が2以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等は、国（厚生労働省及びこども家庭庁）の所管～約920法人が国所管（令和6年12月時点）
- 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して検査の実施が徹底できていない。実地検査の対象となった障害福祉サービス事業者等以外は書面検査等を実施しておらず、実地検査の対象となった事業者についても、事前に書面を提出させるのではなく、実地検査時に一項目ずつ聞き取りで確認を行っている。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修（任意・オンライン形式）を実施しているが、参加率が低い。

見直しのポイント

- 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して書面検査を実施（2年に1回程度、年間450法人程度を想定）。
- 書面検査を経た上で、これまでの2倍相当（年間60法人程度）の国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実地検査を実施。
 - ※ 大規模事業者（100以上の事業所を運営する24法人（令和6年12月時点））は、実地で2年に1回程度を想定。
 - ※ 大規模事業者においては、法人本部のみならず事業所に対しても実地検査を実施する。
 - ※ 通報等があった場合は、優先的に実地検査を実施する。
 - ※ 新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修については、令和7年度以降、研修内容に事業者からの実践報告を追加し、年度初期（5～6月）に実施。

◆書面検査の件数 ※R7年度～実施

R5年度	R6年度	R7年度
—	—	430件

約920法人の46.7%

◆実地検査の件数（うち大規模法人）

R5年度	R6年度	R7年度
25件 (0件)	26件 (1件)	58件 (12件)

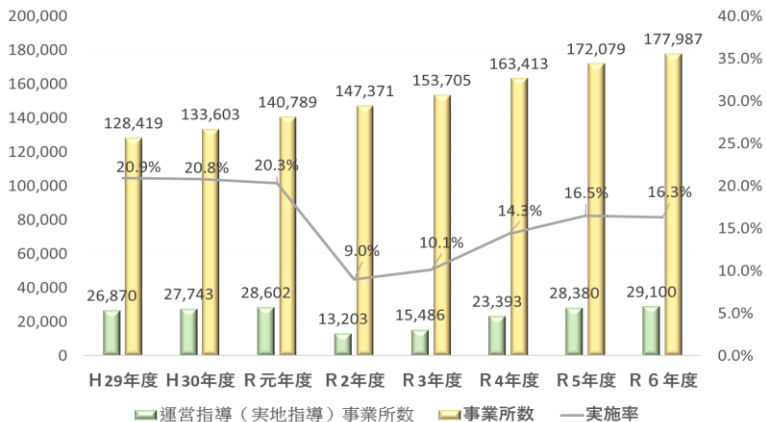
◆研修の参加率（R7年度）

R5年度	R6年度	R7年度
36.4%	31.4%	28.2%

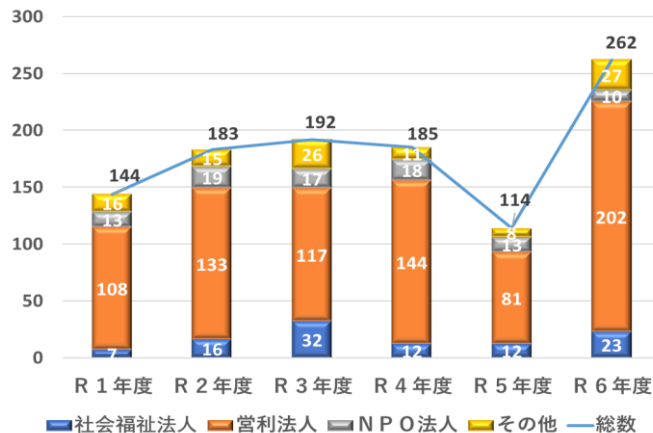
※参加率が低調であった理由としては、郵送による開催案内や受講の督促が不十分であったことが考えられる。

【参考】運営指導・監査の状況等（令和6年度）

運営指導の実施状況



行政処分のあった障害福祉サービス等事業所件数（法人種別内訳）



【出典】「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成)

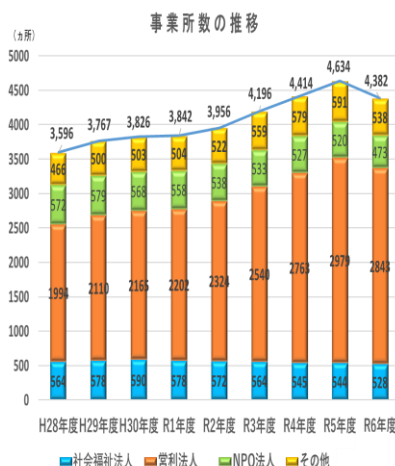
【就労継続支援A型事業所】

【就労継続支援B型事業所】

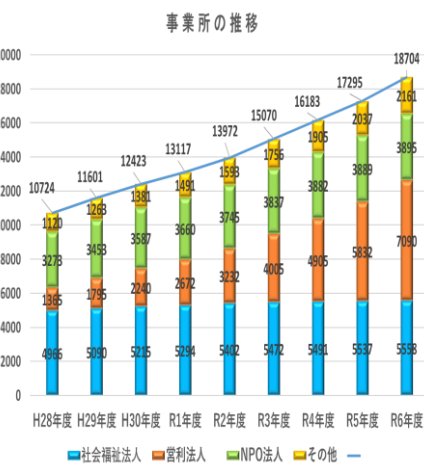
【共同生活援助】

【児童発達支援】

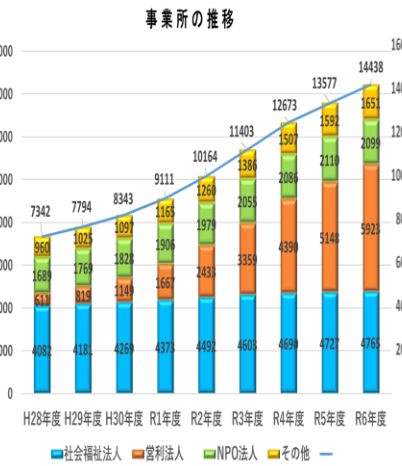
【放課後等デイサービス】



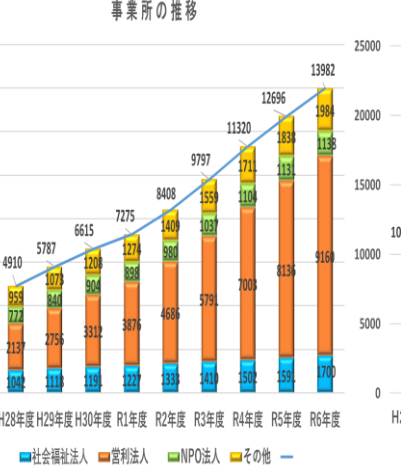
・運営指導実施率（令和6年度）：19.1%
 ・処分数（令和6年度）：8件（営利法人8件）



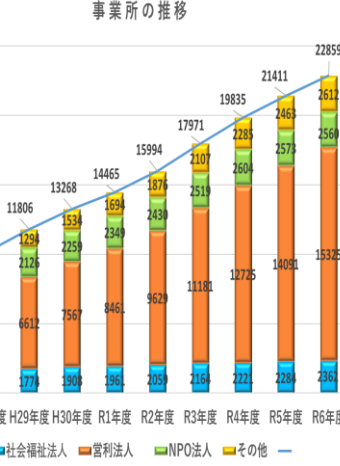
・運営指導実施率（令和6年度）：17.6%
 ・処分数（令和6年度）：20件（営利法人13件）



・運営指導実施率（令和6年度）：18.6%
 ・処分数（令和6年度）：61件（営利法人59）



・運営指導実施率（令和6年度）：20.3%
 ・処分数（令和6年度）：23件（営利法人20件）



・運営指導実施率（令和6年度）：19.3%
 ・処分数（令和6年度）：56件（営利法人39件）

【出典】事業所数は国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)より。運営指導実施率及び処分数は「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成)